

大阪府ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

令和三年三月二十九日

大阪府条例第三号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号。以下「法」という。)第一条に規定する大会の開催に関し、府の区域内のホストタウン(大会に参加する国又は地域の選手その他の関係者(以下「選手等」という。))及び地域住民等の交流を行うとともに、当該交流に伴う取組であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として法第二条に規定する本部の事務局の登録を受けた市町村をいう。)及び事前キャンプ地(選手等が大会の前に行う合宿の受入れを行う市町村をいう。)において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の感染の防止等に必要な費用の財源に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の管理に要する経費に充てる場合のほか、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるものとして国から交付を受けた交付金の一部の返還をする必要がある場合において、当該返還のための財源に充てるときは、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。